

事務連絡
令和3年12月28日

各 都道府県
市町村
特別区 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課

厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会における
キャッチアップ接種に関する議論について

ヒトパピローマウイルス感染症に係る予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定による予防接種（以下「定期接種」という。）については、「ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種の今後の対応について」（令和3年11月26日健発1126第1号厚生労働省健康局長通知）により「ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の対応について（勧告）」（平成25年6月14日健発0614第1号、令和2年10月9日健発1009第1号一部改正厚生労働省健康局長通知）を廃止したところであるが、同通知を廃止するまでの間、ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（以下「HPVワクチン」という。）の積極的勧奨の差控えにより接種機会を逃した方が存在する。こうした方に対して公平な接種機会を確保する観点から、時限的に、従来の定期接種の対象年齢を超えて接種を行うこと（以下「キャッチアップ接種」という。）について、第26回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において議論が開始され、第27回同分科会において、その対象者及び期間について意見が取りまとめられた。今般、同分科会での議論を踏まえ、その内容等について下記のとおり整理の上、お知らせする。

各自治体におかれでは、下記の内容について御了知いただき、「ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種を進めるに当たっての相談支援体制・医療体制等の維持、確保について」（令和3年12月28日健健発1228第1号厚生労働省健康局健康課長通知）において維持、確保をお願いする相談支援体制・医療体制にも御配意の上、キャッチアップ接種の実施に向けた接種体制の構築に取り組んでいただくとともに、貴管下関係機関等への周知をお願いする。

記

1. キャッチアップ接種の対象者について

H P Vワクチンの積極的な勧奨の差控えにより接種機会を逃した方に対して公平な接種機会を確保する観点から、積極的な勧奨を差し控えている間に定期接種の対象であった平成9年度生まれから平成17年度生まれまでの女子をキャッチアップ接種の対象とする。

2. キャッチアップ接種の期間について

キャッチアップ接種対象者の接種機会の確保や、地方自治体の準備、医療機関における接種体制等の観点を踏まえ、キャッチアップ接種の期間は令和4年4月から令和7年3月までの3年間とする。

3. キャッチアップ接種対象者への周知・勧奨方法について

第27回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、キャッチアップ接種については、対象者が接種について検討・判断できるよう、H P Vワクチンの有効性・安全性（ベネフィットとリスク）について、丁寧かつ対象者に確実に情報提供を実施していくことが重要であるとされたところであり、具体的な方法については追ってお示しする。

なお、キャッチアップ接種対象者に対しては、16歳以上の者であることを踏まえ、H P Vワクチンの接種後においても、子宮頸がん予防の観点から、子宮頸がん検診や性感染症対策が引き続き重要である点について、併せて周知していく必要がある旨申し添える。

4. その他

1～3にお示しした内容を踏まえ、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）を改正し、令和4年4月1日から施行する予定である。

H P Vワクチンを過去に1回又は2回接種した後、接種を中断し、3回接種のスケジュールを最後まで完了していない者への対応等については、専門家の知見に基づく議論を要する課題であることから、今後、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会等において議論し、方針が決定し次第、速やかにお示しする予定である。

以上